

件 名	愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例
主 管 課	環境・ゼロカーボン推進課
根拠法令等	・ 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和8年法律第62号） ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
【改正の概要】 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、環境影響評価法に基づき、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等が定められているが、本県では、法対象未満の事業についても、環境影響評価条例を定め、同法と同様の手続きを行っている。 環境影響評価法では、災害対策基本法第87条に規定されている災害復旧の事業について、環境影響評価の適用除外とされており、環境影響評価条例においても同様に適用除外としている。 令和8年7月17日付けで「防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により災害対策基本法の一部が改正され、環境影響評価法の適用除外である災害対策基本法第87条の規定による「災害復旧の事業」が、同法の改正条文に合わせて、「復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業」に改正されたことから、環境影響評価条例についても次のとおり同様の改正を行う。 （１）環境影響評価法第53条第1項の改正内容と同様に、環境影響評価条例第51条第2項の適用除外に規定されている、災害対策基本法第87条の規定による「災害復旧の事業」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業」に改正する。	
施 行 日	防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和8年法律第62号）の施行の日
【その他参考事項】	